



鏡野町森林づくり条例が 施行されました

鏡野町森林づくり条例

本町は平成17年3月に4町村が合併し、岡山県内の町としては最大の面積を誇る「鏡野町」となった。総面積4,969haに占める森林面積は3,668ha(87%)あり、豊かな自然環境と景観はまちのシンボルにもなっている。

森林は、雨を蓄えて川となり、その清らかな水が「命の源」として「田畑を潤すことで、人々の暮らしが息づくまちの風景を作り上げるとともに、災害から人々の命と暮らしを守り、木材などの林産物を生み出し、地球温暖化を防止するなど多面的機能を有している。しかし、近年の林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷、採算性の悪化、偏った年齢構成と間伐等の手入れの遅れなどといった多くの課題を抱えている。

このため、私たちに潤いのある生活環境を与えてくれる豊かな森林を、あらためて認識するとともにそれぞれの立場から鏡野町にふさわしい森林づくりに努める必要がある。

ここに、私たちは「一人が森林に対する理解を深め、私たち自身の手で森林を守り育て、より豊かな状態で次の世代に引き継ぐことを決意し、「森といで湯と田園文化の里」にふさわしい鏡野町森林づくり条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、森林の有する多面的機能と可能性を再認識し、森林を育て、森林に親しみ、森林の恵みを受けるといふ循環の中で、森林の保全及び資源の有効活用のための基本的な考え方を共有する。また、森林づくりに関して基本理念を定め、町、森林組合、森林所有者、事業者及び町民等の責務又は役割を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本町の豊かな森林の保全及び創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 森林組合 町内に所在する森林組合法に規定する森林組合をいう。

(2) 森林所有者 町内に森林を所有する者をいう。

(3) 事業者 鏡野町内で事業を営む者をいう。

(4) 町民等 町内に在住する者、町内に滞在する者及び森林所有者をいう。

(5) 地域材 鏡野町産材を含む美作地域で製材又は加工された木材をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林が町民共有の財産であることを認識し、将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、長期的な展望を持ち、地域の特性に応じて推進しなければならない。

2 森林づくりは、森林の有する多面的機能についての理解を深め、町、森林組合、森林所有者、事業者及び町民等の適切な役割分担並びに相互の連携協力のもとに、継続して推進しなければならない。

(町の施策への協力)

第4条 森林組合、森林所有者、事業者及び町民等は、町が実施する森林づくりに関する施策に関し積極的に協力するよう努めるものとする。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施するものとする。

2 森林の現況をふまえ、地域の特性に応じた森林施策を推進する。

3 地域の特性を生かした諸施策の連携・調整、森林の総合的かつ計画的な利用を推進する。

4 地域との自主的な取組みを展開する。

5 森林・林業に関する情報の提供や効果的な広報活動を実施する。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産、供給等を通じて森林づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。